

独立行政法人港湾空港技術研究所 第一回契約監視委員会審議概要

日 時：平成22年2月2日(火)13：45～15：55

場 所：港湾空港技術研究所1階大会議室

出席者：黒田委員、北村委員、來生委員、小宮山委員、松本委員

理事長、理事、統括研究官、企画管理部長、海洋・水工部長、地盤・構造部長、
施工・制御技術部長

概 要

独立行政法人港湾空港技術研究所における平成20年度の契約状況について審議を行い、結果は以下のとおりであった。

1. 競争性のない随意契約の点検・見直しについて（12件）

随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているかなどの観点から審議され、委員会として以下の評価・指摘がなされた。

技術的な問題があり競争入札が行われていないものについて、競争性を確保する観点から、今後、その問題点を再調査するべきである。

必要とするサービスが提供できる者が唯一だと考えられるものについても公募を行い、他に契約を希望する者の有無を確認するべきである。

電気料については供給可能な者が唯一ではないが、東京電力より契約当初から適用されている割引料金のメリットが大きいため、引き続き競争性のない随意契約を行うことは適当と判断された。

防災システムの電話料については、次期更新時に一般競争入札へ移行することに自ら改善したことは妥当であるとされた。

平成20年度CORINS（工事实績情報システム）及びTECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）の利用契約については、平成21年度より公募へ移行したことは妥当であるとされた。

ガス・水道料、後納郵便料、官報掲載料、監査法人との契約等について、引き続き競争性のない随意契約を行うことは適当と判断された。

2. 一般競争契約等（一者応札・応募）の点検・見直しについて（107件）

一者応札・応募の改善方策は適当か、仕様書等の内容など具体的な条件設定が適切かなど、真に競争性を確保する観点から審議され、委員会として以下の評価・指摘がなされた。

条件付き一般競争契約45件のうち34件を、条件を付さない一般競争入札へ移行し、また、企画競争全件を一般競争入札へ移行することに自ら改善したことは妥当であるとされた。

参加要件に係る過去の業務実績の対象期間を「5年間」から「15年間」へ緩和する措置は妥当であるとされた。

全ての一般競争入札等について、公告日翌日から競争参加資格を証明する書面の提出までの公告期間を、土、日、祝日を除いて実質的に10日以上確保したことは妥当であるとされた。

一般競争入札においては、極力、参加要件を付さないことが望ましいが、一方で、研究所の研究成果について品質の確保ということも重要なことなので、特殊な実験や数値シミュレーションの補助業務など、専門的な技術・知識を求める11件の案件については、入札に参加することができる業者が複数あることを確認しつつ、引き続き条件付き一般競争入札を行うことは妥当と判断された。

3. 複数年契約の点検・見直しについて（11件）

契約方式や一者応札の改善策などについて審議され、委員会として次の評価がなされた。

- ・公告日翌日から競争参加資格を証明する書面の提出までの公告期間を、土、日、祝日を除いて実質的に10日以上確保したことは妥当とされた。

4. 契約における実質的な競争性確保に関する点検について

平成21年度上半期において締結した物品調達等に係る一般競争契約で、落札率が90%以上、かつ、入札における応札者が二者以上の案件2件について、調達物品の選定方法や予定価格の算定方法などの点検項目について、案件毎に委員会として点検された。

データ処理装置賃貸借

調達物品の選定方法、予定価格の算定方法について、問題はないことが確認された。

自動圧密試験装置製作

調達物品の選定方法について、今後は、少額随契以外の案件はより幅広く関係者以外の意見を取り入れるため、業務の透明性と効率性の双方を勘案しながら、法人内の審査委員会において審査されることが望ましいとされた。

なお、予定価格の算定方法については問題ないことが確認された。

また、2件とも政府調達案件には該当しないことが確認された。